

「京都府人権尊重の共生社会づくり施策推進計画(仮称)」  
中間案に対する意見募集結果

1 募集期間 令和7年12月15日(月)から令和8年1月9日(金)まで

2 意見

延べ件数 55件

意見提出者数 22個人・団体

3 御意見の要旨及びそれに対する京都府の考え方

| 章   | 項目                 | 御意見の要旨   | 回答  |
|-----|--------------------|--|---|
| 第1章 | 国際化                | <ul style="list-style-type: none"> <li>「特定技能制度の拡充や育成就労制度の導入などにより、今後も多様な形で外国人住民のさらなる増加が見込まれ」との表記について、働く人種として表すような書き方は無くすべき。</li> <li>「近年、外国人観光客の増加に伴う観光公害やマナー違反など、地元住民の生活へ及ぼす影響が見られ、外国人に対するイメージ悪化につながりかねない」との表記について、マナーの問題は全体ではなく一部の外国人というのをもっと強調すべき。</li> <li>条例により、府民に対して意識の改善だけを求めても何もかわらない。意識改善以外にも取り組むべき。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人住民の増加については、労働者以外にも様々な形で想定されますが、本計画では、一つの例示として記載しています。</li> <li>御意見を踏まえ、「近年、外国人観光客の増加に伴い、新たな交流や価値観が生み出され、地域経済社会の活性化につながる一方、一部地域への観光集中や一部の観光客のマナーの問題なども生じています」に修正することとします。</li> <li>今後とも、条例の趣旨等を含め、広報・啓発を進め、「人権尊重の共生社会づくり」について理解を深めるとともに、「差別は許されない」とのメッセージの発信や、相談体制の整備など、あらゆる施策を推進します。</li> </ul> |
|     | 国際化                | <p>「観光客のマナー違反対策」と「定住者の人権保護」は、明確に切り離すべき<br/>※その他同様の意見が1件</p>  | <p>本計画では、外国人観光客と外国人住民を分けて記載していますが、御指摘の箇所については、「近年、外国人観光客の増加に伴い、新たな交流や価値観が生み出され、地域経済社会の活性化につながる一方、一部地域への観光集中や一部の観光客のマナーの問題なども生じています」に修正することとします。</p>   |
|     | 国際的な人権尊重の流れ        | <p>複合差別への対応が必要<br/>※その他同様の意見が1件</p>  | <p>複合差別については、個別の人権問題を踏まえるとともに、複数の要因が重なり合うことにより、より複雑かつ深刻な形で現れる場合があることから、実態や個別のケースに応じて、部局間連携や国、市町村との連携を図り、相談等に対応します。</p>  |
|     | 国内の動向              | <p>「誰もが加害者にも被害者にもなり得る」という記載は、マジョリティによるマイノリティへの抑圧という社会構造上の問題を、個人の問題に矮小化してしまう、危うい論理構成です。<br/>歴史的背景や偏った社会規範による加害の解消は、本来は行政も責任を持って取り組むべき問題であると考えます。</p>  | <p>誰もが周囲の意見や情報の影響により、意図せず人権侵害を起こしてしまうことや、正義感から誹謗中傷をしてしまい、それが広がり大きな人権課題へと発展することもあります。<br/>個別の人権問題に対する取組とともに、「すべての人が権利の享有主体である」との認識を深める人権教育・啓発や、加害者にならないための「責任ある情報発信」に関する啓発の推進など、人権尊重の共生社会づくり施策を推進します。</p>  |
|     | 京都府の人権教育・啓発に係る取組状況 | <p>府民調査によると、人権啓発に関する研修会に不参加の割合が7割となっているが、民間団体等がおこなう小さな規模での人権交流など、新たな啓発の場の創出が必要だ。民間の啓発主体への支援策を盛り込まれたい。<br/>※その他同様の意見が1件</p>   | <p>京都府においては、行政と住民とで共に地域の課題解決を支援する地域協働推進プログラム等を実施しています。民間団体等の活動を支援しながら、共同で人権尊重の共生社会づくりを推進します。</p>  |
| 第2章 | 計画の目標              | <p>計画の目標部分に「理解を深め合う」や「人権の尊重」だけでなく、「差別や人権侵害をおこなわないこと」を明記し、さらに意識の高揚を図られたい。<br/>また、「相談体制の整備」に実効性ある取り組みを盛り込まれたい。</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>お互いに尊重し合いながら支え合うということの意識を、確実に根付かせ、浸透させていくことが、共生社会の実現には不可欠と考えております。</li> <li>その上で、「差別は許されない」というメッセージの発信や、人権侵害を受けられた方の被害回復を図るための相談体制の整備等の取組を通じて、人権尊重の共生社会づくりを推進します。</li> <li>相談体制の整備については、関係機関との連携による対応など、実効性ある取組を推進します。</li> </ul>  |
|     | 施策の推進に関する基本方針      | <p>「共生社会の実現に向けた人権教育・啓発」の方針を実現するためには、市民の交流促進など、新たな啓発手法を創出するべきだ。安心して人権について語りあえる場が必要であり、当事者団体間の連携・交流も促進させるべきだ。</p>  | <p>つながり支え合うための効果的なしくみづくりを進めるとともに、様々な手法を取り入れ、民間団体等と連携しながら府民が人権を身近な問題として親しみの持てる内容や場となるよう工夫します。</p>  |
|     | 施策の推進に関する基本方針      | <p>相談体制の整備について、「ヘイトスピーチに関する相談」に言及し、「生きづらさの解消」についても、「歴史的、社会的に人権を侵害されてきた属性の人々の生きづらさの解消」と改め、明記するべき。</p>   | <p>第3章「人権問題の現状等と取組の方向」の中で、生きづらさについて具体的に記載するとともに、その解消を図る取組として、「人権問題法律相談(京都府人権リーガルレスキュー隊)」や関係機関との連携による支援など、相談体制の整備について記載しています。</p>  |

| 章 | 項目                 | 御意見の要旨  | 回 答   |
|---|--------------------|---|---|
|   | 人権問題の現状等と取組の方向     | 「子どもたちが心身ともに成長過程にある学校教育」について、民族教育を主とする朝鮮学校の取り組みへの支援も必要である。人権教育の視点で、すべての子どもへの取り組みを推進されたい。  | 御意見については、今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。  |
|   | 全般                 | ヘイトスピーチに限らず、あらゆる属性に基づく差別行為を包括的に禁止する原則を、計画の根幹として明記すべきです。<br>差別は「あってはならない」という倫理的宣言ではなく、「してはならない行為」として位置づける必要があります。  | 本計画の目標は、『「京都府総合計画」において 2040年の京都府社会の姿として掲げた、誰もが生き生きと暮らし、幸せを実感できる、「人と地域の絆を大切にする共生の京都府」の実現に向けて、人権尊重の共生社会づくり施策を推進することにより、人権という普遍的文化を京都府において構築すること』にあります。<br>そのために、配慮や理解にとどまらない具体的な「差別は許されない」というメッセージの発信など、人権侵害の解消に向けた取組を推進しています。        |
|   | 全般                 | 禁止規定が存在しても、それに違反しても何の不利益も生じないのであれば、計画は実質的に無意味です。差別行為を行った場合は行政罰を科す仕組みを検討・導入する方針を明記すべきです。   | お互いに尊重し合いながら支え合うということの意識を、確実に根付かせ、浸透させていくことが、共生社会の実現には不可欠と考えております。<br>その上で、「差別は許されない」というメッセージの発信や人権侵害を受けられた方の被害回復を図るための相談体制の整備等の取組を通じて、人権尊重の共生社会づくりを推進します。  |
|   | インターネット社会における人権の尊重 | インターネット特に旧ツイッター、YouTube、TikTokなどSNS上における差別やデマの投稿・拡散を始めとした人権侵害に対する罰則や開示請求といった具体的な措置について、迅速な制度成立をお願いします。  | 御意見については、今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。  |
|   | インターネット社会における人権の尊重 | 「何が差別にあたるのか」「何が権利侵害にあたるのか」といった基準について、ネット上での拡散防止の観点から、今以上に迅速に規定ができ、積極的な削除要請ができる仕組みを確立されたい。   | 京都府では、府内各市町村や国と連携し、被害拡散防止の観点から、法律の趣旨や国の通知を踏まえ、迅速な削除要請を行っています。<br>御意見については、今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。   |
|   | インターネット社会における人権の尊重 | 「表現の自由に十分配慮」とあるが、配慮すべき事柄は「表現の自由」に留まらないことから、例えば「表現の自由等に十分配慮」とされてはいかがでしょうか？   | 記載内容については、日本国憲法第21条の規定（表現の自由）を踏まえ明記したものです。なお、削除要請を行う際には、行政の恣意的な判断とならないよう、必要性を十分に確認し、慎重に対応してまいります。   |
|   | インターネット社会における人権の尊重 | 削除要請の実施について、削除対象と府等が考える内容が必ずしも削除に値するものとは限らず、削除の対象者からの異議申し立ては発信者の権利として確保されるべきと思う。  | 御意見については、今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。  |
|   | 個人情報の保護            | 「身元調査の防止」は、マイノリティ当事者だけの問題ではないので、積極的な取り組み推進が必要だ。マジョリティ側がマイノリティと連帯する施策と位置づけ、市町村への支援を強化されたい。   | 京都府としては、市町村とも連携し、行政書士等の第三者に戸籍謄本等を交付した際に、被取得者へ通知する「本人通知制度」を全市町村で導入するなど、全国に先駆けて取り組んできたところです。引き続き市町村や関係機関と連携し取組を推進します。   |
|   | 安心して働ける職場環境の推進     | 「ハラスメント対策」では、企業へのアプローチが主であるが、その規模やフリーランスなどの立場の違いに関わらず、あらゆる職場での不当な扱いがなくなる施策を模索するべきだ。この点も記述されたい。  | 御意見については、今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。  |
|   | 災害時における人権の尊重       | 「避難所環境の整備及び運営体制の確保等」で、避難所については、日ごろの取り組みがそのまま、要配慮者への支援につながる。災害時の前に、交流を持ち続けることが、緊急時に役立つ。この観点も組み込まれたい。   | 御意見については、今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。  |
|   | 部落差別(同和問題)         | 「部落問題に対する意識の問題も、結婚・交際や就職に関する差別については、大きく改善してきている」との表記を追加すべき。   | 府民意識調査では、例えば、住宅を選ぶ際の判断基準として被差別部落内に物件がある場合避けるかどうかの設問に対して、どちらかといえば避けるを含め68.6%と高い数値。こうした意識は、インターネット上の差別的投稿などの行為として表出する可能性があるため、今後も、忌避意識の解消に向けた取組を進める必要があります。   |
|   | 部落差別(同和問題)         | 「差別されない人格的利益」に関連して、「これは、法の下での平等を定める憲法第14条第1項を基に『人は誰しも差別を受けることなく、尊厳を保ちつつ、平穏な生活を送ることができる人格的な利益を有する』と示されたもの」との表記について、個人の尊厳を定めた憲法13条も根拠となっているので、忘れずに加えられたい。 | 御指摘の箇所については、「これは、個人の尊厳を定める憲法第13条や法の下での平等を定める憲法第14条第1項をもとに『人は誰しも差別を受けることなく、尊厳を保ちつつ、平穏な生活を送ることができる人格的な利益を有する』と示されたものです」に修正(加筆)します。  |
|   | 部落差別(同和問題)         | 地域活性化支援事業は、広く地域内外住民に活用され活性化されているとはいいがたく、その目的を達成できていないため、廃止するべき。<br>また必要性があるなら「人権課題の解決」という目的ではなく、純粋に地域活性化事業として、予算要求も「隣保館」の枠組みではなく、他の事業として実施するべき。         | 地域交流活性化支援事業は、住民の交流促進や地域住民の自主的な力の活用による地域活性化の取組を通じて、人と人との絆を深め、人権が真に尊重される地域コミュニティの形成を図ることを目的として実施しています。<br>高齢者や子育て世帯、地域等の総合的な生活相談、デイサービスや給食サービス、児童館や子ども食堂等と連携した文化・スポーツ教室など、地域の絆作りや、事業参加を通じた住民間の交流促進に大きく寄与していることから、引き続き実施していきたいと考えています。 |

| 章   | 項目             | 御意見の要旨  | 回 答  |
|-----|----------------|---|--|
|     | 部落差別<br>(同和問題) | 「現行制度の的確な運用と隣保館の活用による取組の推進」で、「各地域のニーズ」とあるが、潜在的ニーズの掘り起こしが必要。また、差別は目に見えなくなっており、把握のための実態調査の必要性も加えられたい。   | 御意見については、今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。   |
|     | 子ども            | 「取組の方向」で、子どもの権利擁護についての取組みも盛り込むべきだ。  | 子どもの権利擁護については、計画に記載の、虐待や性暴力、ヤングケアラーの問題をはじめ、養育、教育、保健、医療、福祉等すべての分野に及ぶものであり、市町村や関係機関とも連携し取組を推進します。  |
|     | 障害のある人         | 「障害者雇用」で、障害者就労に関しては企業内での実習を行うことで、障がい当事者との関りが大きな学び・啓発となる。実習先の確保も推進されたい。  | 御意見については、今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。   |
|     | 外国人            | 言葉の壁による孤立を防ぐための交流の場は大切だが、ただ場をつくるだけでは不十分。外国人も日本人も安心して参加し、心から交流したいと思える雰囲気づくりこそ重要。そのため、「交流の場を設ける前に、外国人住民についての情報を地域の新聞などに紹介するページを作ること」や「子供との触れ合いの機会を増やす」ような施策が必要と考える。   | 御意見については、今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。   |
|     | 外国人            | 韓国・朝鮮ルーツの人々が安心して交流できる場や、中国ルーツの人々が孤立せず、つながれる場が必要。まず、違いと多様性を受け入れる姿勢を目に見える形で行政が示すことで、外国人も『守られている』と感じる事ができる第一段階がある。その上で、国際交流を進めて、外国人も日本人もみんなが『包み込まれている』と感じる、第二段階に進むことができるのではないかと。   | 御意見については、今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。   |
|     | 外国人            | 「外国人」では、在留資格がなく就労できない外国人に対し、人権の視点から支援が必要  | 法令等に基づき、必要な支援を行ってまいります。  |
|     | 外国人            | 「外国人」では、実際にヘイトスピーチや外国人差別に起因する犯罪も起きている。加害者を断罪し、切り離してしまうのではなく、加害者を重点的な啓発対象ととらえ直し、対策の開発を計画に組み込まれたい。<br>※その他同様の意見が1件  | 人権侵害が発生した場合は、被害の回復だけでなく、加害者への啓発も重要と認識し、差別事象への対応マニュアルを作成し、全庁で共有・運用を図るなど、効果的な啓発を実施しています。市町村等と実際に発生した場合を想定した研修や意見交換など、引き続き必要な対応に取り組みます。   |
| 第3章 | 外国人            | 「ウトロ地区」における歴史的背景と、近年発生した差別的動機に基づく放火事件（ヘイトクライム）の教訓を、府内全域の教育・啓発活動に反映させるべき   | ヘイトスピーチを解消するため、実際に発生した事件について認識を深めることは重要であると考えています。実際に発生した事件の紹介も盛り込んだ、ヘイトスピーチに関する啓発冊子の作成など、様々な方法による教育・啓発活動に取り組みます。  |
|     | 外国人            | 意識醸成だけでは差別は解消されず、差別禁止や罰則等を盛り込むべき<br>※その他同様の意見が4件  | 昨年制定の「京都府人権尊重の共生社会づくり条例」に基づき、府民一人ひとりの尊厳と人権の重要性についての認識をより深く社会に浸透させ、差別のない、人権尊重の共生社会づくりを推進します。<br>その上で、ヘイトスピーチは断じて許されないとの認識の下、メッセージの発信や、実際に発生する人権侵害については、看過することなく、法務局や事業者へのインターネット上の問題投稿の削除要請や、公の施設でヘイトスピーチを防止するためのガイドラインの運用など、人権侵害の解消に向けて実効性のある施策に取り組みます。  |
|     | 外国人            | ・インターネット上のヘイトスピーチに対して、各市町村との連携・協同でどの程度の規模での調査を行ったかなど、詳細なデータが不足している。<br>・「問題のある投稿については国やプラットフォーム事業者に対する削除要請を行う」とあるが、これは事後の対応であり、インターネット上のヘイトスピーチに対する事前の対策が見受けられません。<br>・「ヘイトスピーチを行ったアカウントの登録者への説明責任を求める」ようにしていくことも一つである。 | ・令和6年度「京都府人権教育・啓発推進計画に関する府民調査」を実施し、この結果( <a href="https://www.pref.kyoto.jp/jinken/plan/2024chosa.html">https://www.pref.kyoto.jp/jinken/plan/2024chosa.html</a> 参照)を参考に計画策定を進めています。<br>・また、ヘイトスピーチは許されないとのメッセージを発信するとともに、府内各地域で啓発冊子等を活用した講演や研修、SNSを活用した啓発など、人権教育・啓発を積極的に推進します。<br>・さらに、令和7年4月に施行された「情報流通プラットフォーム対処法」に基づき策定された国のガイドラインに加え、プラットフォーム事業者の自主的な監視の支援や削除の義務付けなどの、より実効性の高い法的措置について、国に要請しています。 |
|     | 性的マイノリティの人々    | 今求められるのは、全ての府立学校で、一人用のトイレや更衣室を増設して、誰もが安心して過ごせる環境を示すことである。これにより当事者は守られていると感じ、全ての生徒が人権保障の姿勢を理解できる。そのため予算措置を計画に盛り込んでほしい。   | 御意見については、今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。   |
|     | 性的マイノリティの人々    | 性別の取扱いの変更について、憲法が保障する個人の尊厳と、本人の意思に反する身体的侵襲からの自由を認められた最新の司法判断も記載すべき  | 御指摘の箇所については、「(2008年(平成20年)に改正法が成立し、要件が緩和。さらに、2023年(令和5年)10月の最高裁判所大法廷は、性同一性障害特例法第3条第1項第4号(生殖不能要件)が憲法第13条に違反し無効であるとの決定を下しました)」に修正(加筆)します。  |

| 章   | 項目                 | 御意見の要旨   | 回 答  |
|-----|--------------------|--|--|
| 第3章 | 刑を終えて出所した人々等       | 出所者だけでなく、犯罪加害者の家族の人権保護も重要。特に加害者の子どもや年少の兄弟は大きな負担を抱え、自死のリスクが高いと聞く。   | 御意見については、今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。   |
|     | 識字問題               | ニューカマーの外国人にも識字課題があり、この点を項目として追加すべきである。   | 御意見については、今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。   |
| 第4章 | 教職員・社会教育関係職員       | 学校において教職員研修を進めるための予算措置を計画に盛り込んでいただきたい。人権課題が多様化する中、学校が主体的に必要な研修を計画・実施するには予算措置が不可欠   | 御意見については、今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。   |
|     | 公務員                | ハラスメント対策は企業だけでなく、首長・議会・市町村にも広げるべき。個別の人権課題も同様に、意思決定に関わる役職への人権啓発が重要であり、トップ研修を施策に盛り込むべき   | 公務員は、一人ひとりが確かな人権感覚を身に付け、常に人権尊重の視点に立って職務を遂行することが必要です。御意見については、今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。   |
|     | 公務員                | 障害のある人への合理的配慮の提供については、行政職員への理念の再周知が必要  | 御意見については、今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。   |
| 第5章 | 相談体制の整備            | 日常的に相談できたり、実効性のある相談体制の整備が必要  | 相談機関のネットワークを強化するとともに、相談手法や時間・場所の工夫、相談環境の配慮等、相談体制の整備を進めます。  |
| 第6章 | 京都府における推進体制        | 計画の推進に関しては、京都府の部局横断的な連携は必要不可欠であり、確固たる連携による推進体制を構築されたい。   | 計画の実施にあたっては、関係する所管部局と十分な連携を図りながら、取組を進めます。  |
|     | 京都府における推進体制        | 差別を受ける当事者の声を継続的に聴取する仕組みが必要<br>※その他同様の意見が1件   | NPOとの連携や当事者との意見交換などを進め、当事者の意見を踏まえた施策の充実を図ります。  |
|     | 国、市町村、民間団体等との連携・協働 | 団体の活動内容等によっては連携に適さない場合もあるため、民間団体との連携・協働にあたり、被支援者の権利を守る観点から行政による団体の適格性の確認が必要  | 御意見については、今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。   |
|     | 国、市町村、民間団体等との連携・協働 | 「オール京都」とは何かが明確でないまま使われており、現状のパブリックコメントだけで“全体の声”とされることには疑問。特に声を上げにくいマイノリティの意見をどう拾うのかを示さないまま、使うべきではない。本当の意味での「オール京都」が実現されることを望む。 | 人権教育・啓発を総合的・効果的に推進するためには、人権尊重の共生社会づくり施策を通じて、現状を把握し、実際の人権侵害等の発生状況を踏まえることが必要であるとともに、国、市町村をはじめ、公的団体、企業、NPO法人等の民間団体等との連携が不可欠です。それぞれの立場や実情等に応じた自主的、積極的な取組の展開を期待しつつ、行政と各実施主体とが互いにパートナーとして協働する関係の構築を目指し、オール京都体制で人権尊重の共生社会づくりを推進します。 |
|     | 計画に基づく施策の点検・評価     | 施策評価の結果だけでなく、評価過程である懇話会等の資料・議事録などを公開することを計画に明記してはどうか。  | 懇話会については、京都府の附属機関の規定に順じて、資料及び議事録を公開しています。引き続き、施策への意見反映のため必要な情報を公開します。  |
|     | 計画に基づく施策の点検・評価     | 個別事業ごとに自治体・部局が事務事業評価を行い、その内容を公開すべきである。施策全体だけでなく、事業の成果や費用対効果を明示すべき  | 事業につきましては、予算決算資料をはじめ、議会及び監査に係る資料について公開しています。引き続き、法令等に基づき、府民の意見を反映した府政運営のため必要な事業関係の情報について公開します。   |
|     | その他                | パブコメは貴重な市民参加の機会であるため、期間を要綱どおり1カ月確保すべき。   | 要綱に沿って、「1箇月程度」として実施したものです。   |